

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………一
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………三
- ……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定……………六
- ……………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課)……………六
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………九
- ……………(同)……………九
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、休止、廃止及び再開……………二
- ……………(同)……………二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部長政課)……………三
- ……………(建設局河川部指導調整課)……………四
- ……………(建設局河川部指導調整課)……………四
- 公有水面埋立ての免許……………(港湾局離島港湾部管理課)……………五
- ……………(同)……………五
- 公有水面埋立地の用途変更の許可……………(同)……………五
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分

告示(選)

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分

の一の数……………六

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………六

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)に於てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に於てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………六

規則(公)

○東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………七

公告

○市街地再開発組合の理事長の就任……………七

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………七

○市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………七

……………(同)……………七

○開発行為に関する工事完了……………八

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………八

……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………八

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………九

……………(同)……………九

○東京都職員共済組合運営規則の一部変更……………九

……………(東京都職員共済組合)……………九

○昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部改正……………九

……………(同)……………九

告示

●東京都告示第千六百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第千四百八十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

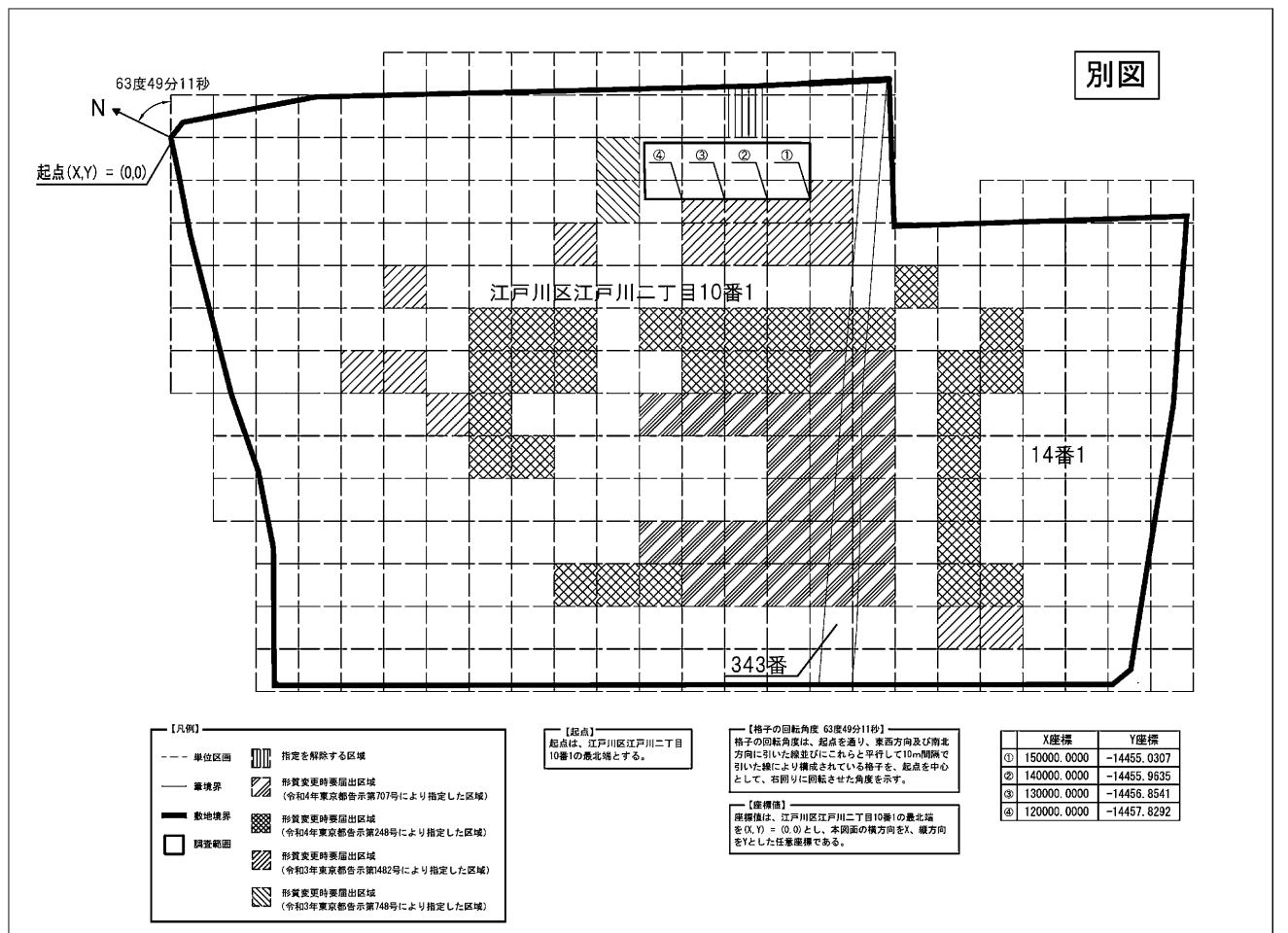
令和四年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区江戸川二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



●東京都告示第千六百十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第七百十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

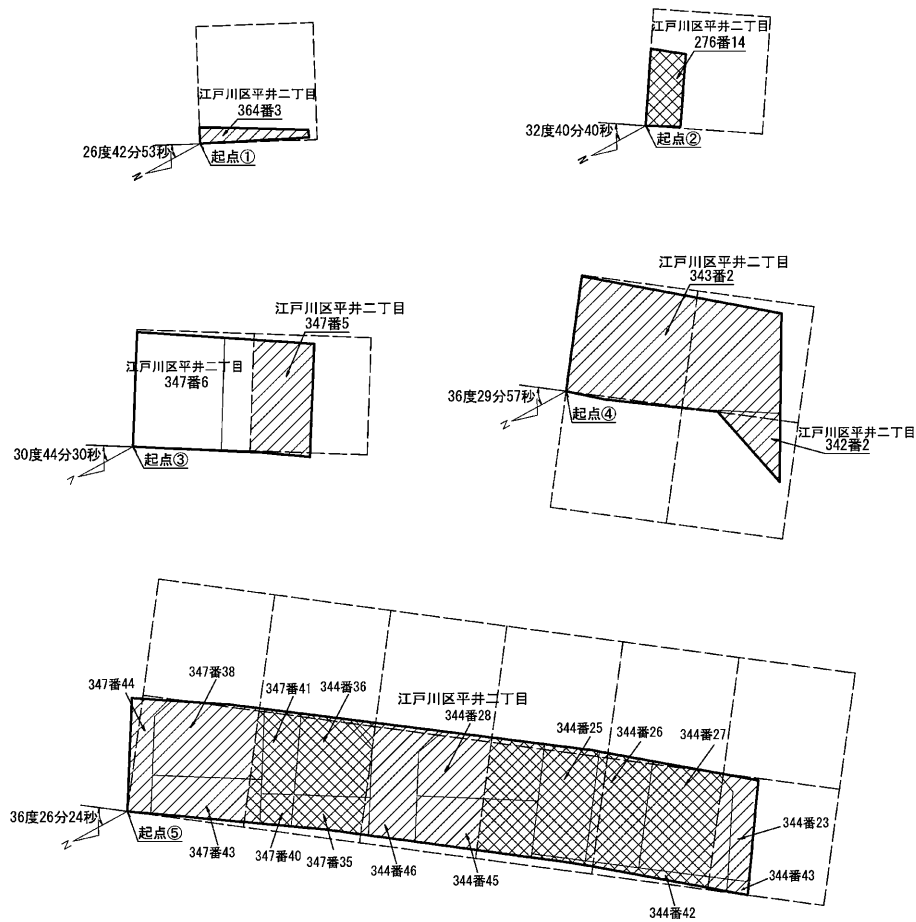
一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区平井二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例	
	調査範囲
	筆境界線
	単位区図線
	形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第714号により指定された区域)
	指定を解除する区域

<起点>
 起点①は、江戸川区平井二丁目364番3の最北端とする。
 起点②は、江戸川区平井二丁目276番14の最北端とする。
 起点③は、江戸川区平井二丁目347番6の最北端とする。
 起点④は、江戸川区平井二丁目343番2の最北端とする。
 起点⑤は、江戸川区平井二丁目347番44の最北端とする。

<格子の回転角度>
 起点①は、26度42分53秒 (江戸川区平井二丁目364番3)
 起点②は、32度40分40秒 (江戸川区平井二丁目276番14)
 起点③は、30度44分30秒 (江戸川区平井二丁目347番6)
 起点④は、36度29分57秒 (江戸川区平井二丁目343番2)
 起点⑤は、36度26分24秒 (江戸川区平井二丁目347番44)
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、令和四年東京都告示第千六百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

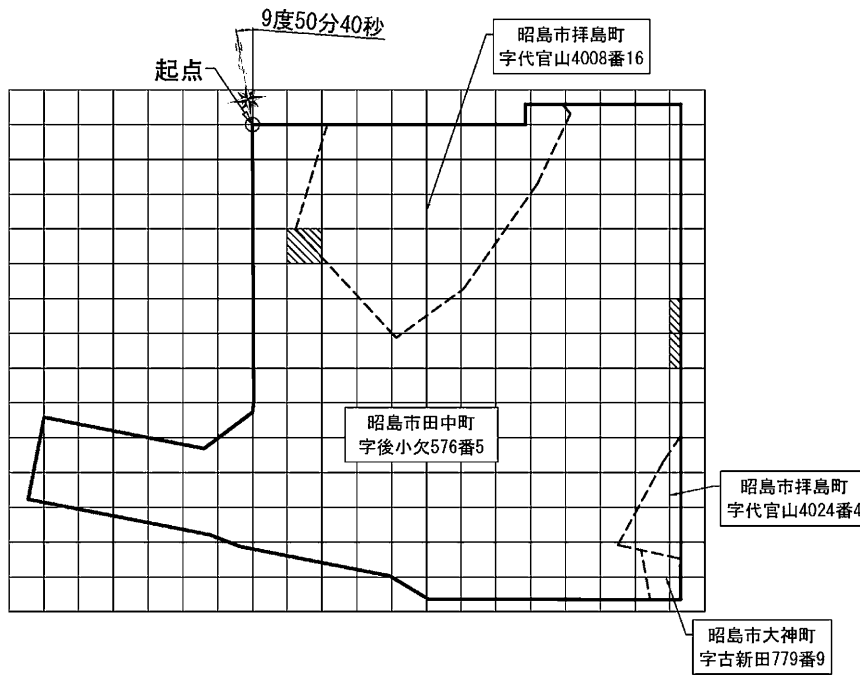
一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市田中町及び同市拜島町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去





別図



【格子の回転角度(9度50分40秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】
 起点は、昭島市田中町字後小欠 576 番 5 の最北端とする。

【凡 例】

	指定を解除する区域
	単位区画
	敷地境界
	筆境界

●東京都告示第千六百十七号

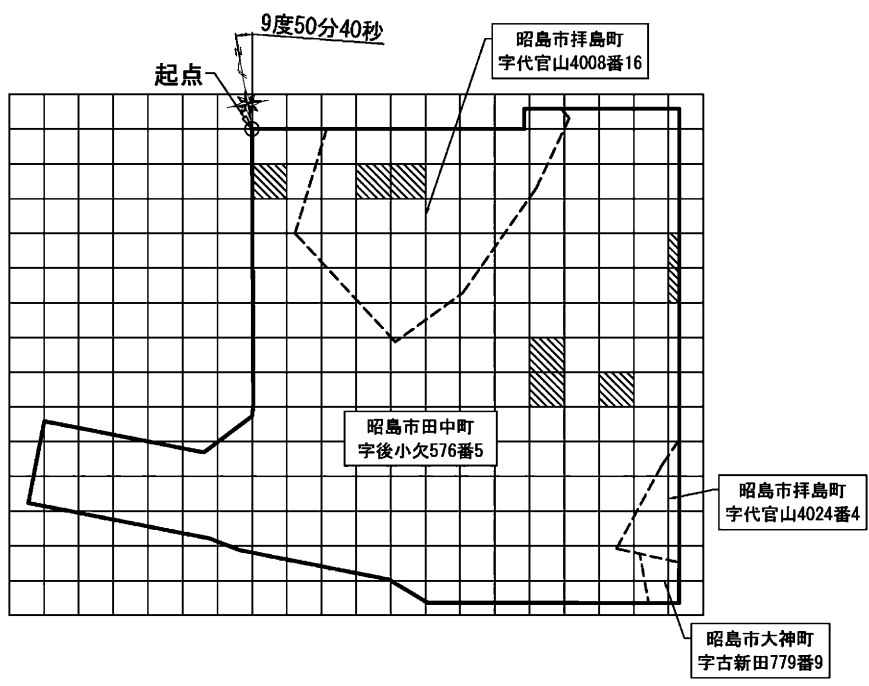
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千六百十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(昭島市田中町及び同市拝島町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【格子の回転角度(9度50分40秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】
 起点は、昭島市田中町字後小欠576番5の最北端とする。

【凡 例】

	指定を解除する区域
	単位区画
	敷地境界
	筆境界

●東京都告示第千六百十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第千二百十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

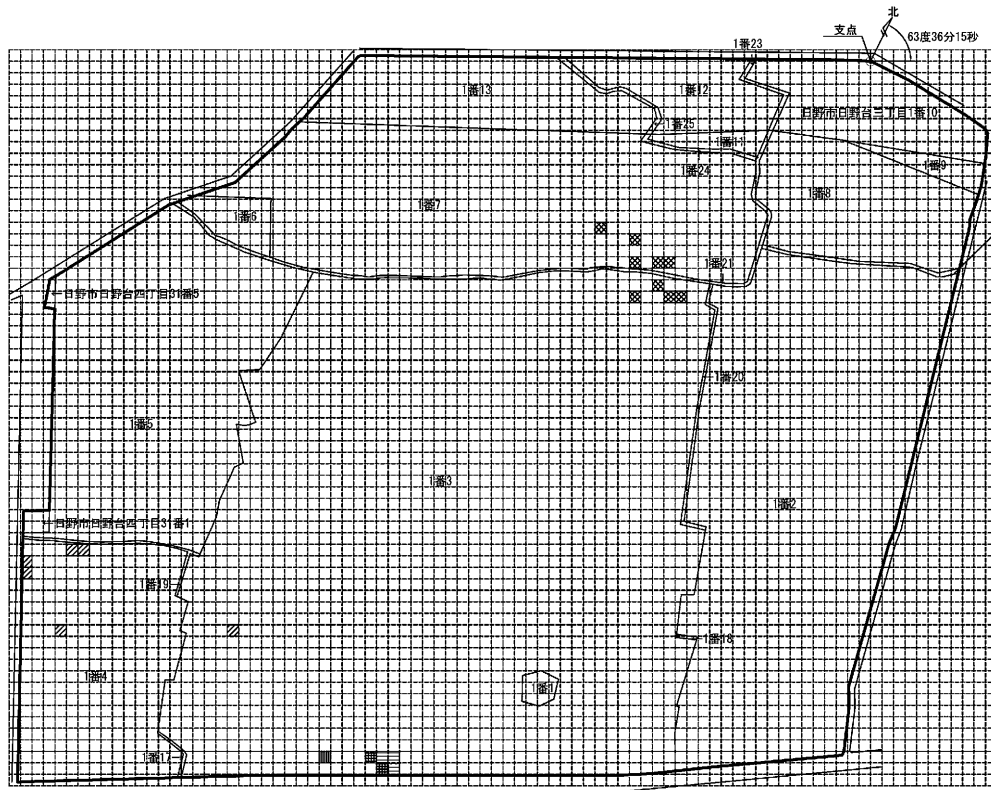
一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市日野台三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡 例
- 形質変更特養施設区域 (平成31年東京都告示第671号により指定された区域)
 - 形質変更特養施設区域 (令和2年東京都告示第941号により指定された区域)
 - 形質変更特養施設区域 (令和4年東京都告示第534号により指定された区域)
 - 形質変更特養施設区域 (令和4年東京都告示第1546号により指定された区域)
 - 指定を解除する区域
 - 単位区画
 - 軍境界
 - 敷地境界

支 点
支点は日野市日野台三丁目1番10の最北端とする。

【格子の回転角度(63度36分15秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関を指定したので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所 (精神通院医療)

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Lists various clinics and hospitals such as 浦上小児内分沁・糖尿病クリニック, 医療法人社団悠翔会, etc.

薬局 (精神通院医療)

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Lists pharmacies like 人形町えきまえ薬局, そうごう薬局, etc.

Table with 3 columns: 名称, 所在地, 指定年月日. Lists a large number of pharmacies across various districts like 目黒区八雲, 大田区山王, etc.

あたご調剤薬局 浜松町店	港区芝浦1-3-10 チサンホテル1階	同日
ウエルシア薬局 田町グランパーク店	港区芝浦3-4-1 グランパークB1階	同日
みずもと薬局	新宿区下落合3-22-16 瀧島ビル1階	同日
スギ薬局 大島5丁目店	江東区大島5-32-5 エスティメゾン大島 1階	同日
ココカラファイン薬局 大森駅前店	大田区山王2-2-15 大森山王ビル1階及び2階	同日
誠心堂薬局	中野区中野6-30-18 永和ビル1階	同日
日本調剤 中野北口薬局	中野区中野5-67-5 SKGT長谷部1階	同日
日本調剤 久我山薬局	杉並区久我山3-24-15 オークヒルズ久我山1階	同日
スギ薬局 在宅調剤センター杉並店	杉並区上高井戸1-25-14	同日
薬局ガレリア	北区赤羽2-24-11-B	同日
薬局マツモトキヨシ 町屋駅前店	荒川区荒川7-49-1 町屋ニューターキービル1階	同日
クリエイト薬局 江戸川篠崎町店	江戸川区篠崎町1-34-5	同日
ハナテン薬局	江戸川区篠崎町2-2-1	同日
株式会社榎本調剤薬局 立川北口大通り店	立川市曙町2-8-30 わかぐさビル1階	同日
薬局マツモトキヨシ 立川若葉町店	立川市若葉町1-11-11	同日
せいめい薬局 河辺店	青梅市河辺町8-1-39-101	同日
保険調剤薬局 樹ファーマシー	調布市布田2-16-2	同日
マロン薬局 豊田店	日野市多摩平2-3-1 HOSPI TOWN 101号	同日
ノムラ薬局 神明店	日野市多摩平7-23-17	同日
ドラッグセイムス西村山薬局	武蔵村山市岸1-37-2	同日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

名称	所在地	指定年月日
東京リハビリ訪問看護ステーション日本橋	中央区八丁堀2-2-5 宝ビル別館3階	令和4年7月1日
医療法人社団プラタナス 桜新町ナースケア・ステーション	世田谷区用賀2-15-5 朝日生命用賀ビル2階	同日
アロハナースステーション	中野区上高田2-45-10-202	同日
てとて訪問看護ステーション	杉並区和泉1-31-2 日神パレステージ代田橋B107	同日
あまね看護ステーション	板橋区蓮根2-31-7 プラザホワイトピア101B号室	同日
セントケア訪問看護ステーション調布	調布市国領町3-8-15 都営くすのきアパート5号棟116号室	同日
訪問看護ステーション ハッピーシード	町田市玉川学園5-24-49 グリーンヒルフラット202号	同日
訪問看護ステーション HERB	小金井市貫井北町1-3-6-302	同日
ひだまりの樹ナースステーション	福生市熊川448-8 第2野島ハイツ201	同日
訪問看護ステーションはれのひ	多摩市牟田707 ファミリーナ・タマ1-302	同日
いずみ訪問看護・リハビリステーション	西東京市泉町3-6-9	同日
ツクイ新宿訪問看護ステーション	新宿区舟町1-18 ロイクラトン四谷	令和4年8月1日
訪問看護ステーションちるな	台東区浅草3-37-2 浅香ビル1階	同日
訪問看護ステーション はな 蒲田	大田区西蒲田5-19-9 島田ビル102	同日
訪問看護 いと	大田区中央8-13-10 コーポふじ1階	同日
訪問看護ステーション はっちぼっち	板橋区向原1-22-2 コームハイツ1階	同日
黒馬訪問看護ステーション	三鷹市井の頭1-24-19 ベルジャンブルB1	同日
リーフ訪問看護リハビリステーション	町田市木曾東1-34-5 MRⅡビル202号室	同日

とうわ訪問看護ステーション	小平市小川東町5-2-27 K&I小川東201号	同日
リンクケア訪問看護ステーション みずほ	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎188-6-201	同日
在宅看護センター nagomi 和セラビー	目黒区中目黒1-3-3 URBAN RESORT代官山8D	令和4年9月1日
あらい訪問看護ステーション	大田区東糀谷1-13-21	同日
ペンギン訪問看護ステーション大田区	大田区南久が原2-1-21 ハビックス久ヶ原102号室	同日
クレア訪問看護リハビリステーション	世田谷区代田2-11-10 フラットアイ301号	同日
ひなた訪問看護ステーション中野	中野区南台5-23-13 アイル方南町502	同日
さくら訪問看護ステーション	中野区沼袋2-20-12 ファーストメゾン沼袋202	同日
T&T訪問看護リハビリステーション	中野区上高田4-48-1	同日
訪問看護ステーション はな 荻窪	杉並区荻窪4-11-16 ドミシール荻窪101	同日
訪問看護ステーション ぱんだ	北区赤羽1-66-5 グリーンコーポII 301	同日
TOEI訪問看護ステーション	練馬区練馬1-25-5 エヌ・ワイコート練馬202	同日
訪問看護ステーション デライト葛西	江戸川区東葛西5-12-1 頼長レジデンス206号室	同日
わかちな訪問看護ステーション	八王子市兵衛2-3-9 エスポワール203	同日
ピース訪問看護ステーション 鶴川本部	町田市大蔵町295-2 近藤マンション301	同日
訪問看護ステーション いちご	東村山市多摩湖町4-3-2 ソレアード西武101	同日

●東京都告示第千六百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
板橋ファミリークリニック	布施クリニック	板橋区常盤台1-65-7 いし本ビル2階	板橋区大山金井町52-6 柳澤ビルディング2階201号室	令和4年5月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団實理会東京八重洲クリニック	東京八重洲クリニック	中央区京橋1-1-6 越前屋ビル2階	令和2年9月1日
医療法人社団TLC医療会ブレインケアクリニック	医療法人社団TLC医療会 新宿御苑前メンタルクリニック	新宿区新宿2-1-2 白鳥ビル2階	令和3年12月1日
医療法人 Avec Vous 東京いそベクリニク	医療法人 Avec Vous 大井町こころクリニック	品川区大井1-49-12 ライオンズマンション大井202号	令和4年6月1日
医療法人社団 和啓会 ペディ沙留こころからだのクリニック	医療法人社団 和啓会 ペディ沙留クリニック	港区東新橋1-9-1 東京沙留ビルディング地下2階	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立墨東病院	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15	令和4年7月1日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立大久保病院	公益財団法人東京都保健医療公社 大久保病院	新宿区歌舞伎町2-44-1	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立駒込病院	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立荏原病院	公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立松沢病院	東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立広尾病院	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立大塚病院	東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立豊島病院	公益財団法人東京都保健医療公社豊島病院	板橋区栄町33-1	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立東部地域病院	公益財団法人東京都保健医療公社 東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立神経病院	東京都立神経病院	府中市武蔵台2-6-1	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター	東京都立小児総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立多摩総合医療センター	東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立多摩北部医療センター	公益財団法人東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1	同日
地方独立行政法人 東京都立病院機構 東京都立多摩南部地域病院	公益財団法人東京都保健医療公社 多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2	同日
医療法人社団厚生協会 大塚メンタルクリニック	医療法人社団 横山クリニック	豊島区北大塚2-2-5 晴和ビル6階	令和4年8月1日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
医療法人社団平都会 府中みどりクリニック	府中市片町2-20-3 サンノーブル1階103号室	府中市片町2-20-3 サンノーブル103号室	平成31年2月4日
青山心療内科クリニック8	渋谷区神宮前1-21-2 ハウスオブアゼ101	港区南青山6-13-25 南青山T・MビルB1階	令和2年4月1日
医療法人社団三育会 新宿ヒロクリニック	新宿区大久保2-11-15 大林ビル1及び2階	新宿区大久保2-18-14 新大久保五大ビル1及び2階	令和2年11月1日
北池袋こころのクリニック	豊島区池袋本町1-38-14 北池袋Aビル101	豊島区池袋本町1-38-14-1603	令和4年2月10日
青山渋谷メディカルクリニック	渋谷区渋谷1-19-8 岡田ビル2階	渋谷区渋谷1-24-6 マトリクス・ツービル7階	令和4年4月1日
医療法人社団和会 渋谷コアクリニック	渋谷区渋谷1-9-8 朝日生命富基坂ビル1階	渋谷区渋谷1-9-8 朝日生命富基坂ビル3階	令和4年5月1日

風メンタルクリニック本郷	文京区本郷3-5-2 ユービス本郷2階	文京区本郷3-5-2 第二田中ビル2階	令和4年6月1日
医療法人社団悠輝会 悠輝会在宅クリニック北千住	足立区千住2-3 吾妻ビル2階	足立区千住柳町32-1	同日
あけぼの診療所	新宿区片町1-1 住友不動産市ヶ谷路橋ビル3階	新宿区片町2-3 菱和ビル4階	同日
医療法人社団DEN みいクリニック代々木	渋谷区千駄ヶ谷5-21-14 パリューHRビル2階	渋谷区代々木2-4-12	令和4年7月1日
ひがしくるめ在宅クリニック	東久留米市本町2-3-1 ハイツ東久留米210	東久留米市本町1-2-22	令和4年8月1日
ハートライン東京クリニック	板橋区高島平7-35-16 春日ビル1階	板橋区志村2-8-1 Yビル志村坂上3階	同日
新宿ゲートウェイクリニック	新宿区西新宿1-22-1 スタンダードビル2階	新宿区西新宿1-22-1 スタンダードビル6階	令和4年9月5日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
雄飛堂薬局 十条仲原一丁目店	十条薬局	北区十条仲原1-28-13 保坂ビル1階	北区十条仲原2-7-5	令和4年6月1日
クオール薬局 渋谷駅東口店	クオール薬局 青山通り店	渋谷区渋谷1-14-9 藤和富益坂ビル1階	渋谷区渋谷2-10-16 スガハラビル1階	令和4年7月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
いちよう薬局 板橋成増店	いちよう薬局 成増板橋店	板橋区成増1-27-2	令和3年6月1日
板橋志村131薬局	ソーシヤ薬局 板橋志村店	板橋区志村1-34-16-1階 シャトル坂上	令和3年12月1日
ブロン薬局 小金井店	キタムラ薬局2号店	小金井市本町1-4-4 丸善ビル1階	令和4年5月1日
しんわ薬局 連沼店	りおん薬局 連沼店	板橋区連沼町26-2-103号	同日
タマナ薬局	メディスンショップ タマナ薬局	練馬区南大泉5-31-14	令和4年6月1日
ミナモ薬局/Minamo	メディスンショップ ミナモ薬局/Minamo	世田谷区給田3-32-6	同日
おだいに薬局 目黒店	富士薬局	目黒区目黒1-6-13	同日
ヤブサキ信栄堂薬局	有限会社 敬崎信栄堂薬局	港区白金1-28-18	令和4年6月23日
おとどけ薬局 墨田店	アイエル薬局 すみだ店	墨田区向島4-26-12	令和4年7月1日
マリン薬局 八王子別所店	マリン薬局 別所店	八王子市別所1-26-14	同日
国領北口薬局	国領薬局 北口店	調布市国領町2-9-5	同日
マリン薬局 唐木田店	マリン薬局	多摩市唐木田1-1-7 プラザ唐木田1階	同日
ナカジマ薬局 ちらぼーと立川	ナカジマ薬局 立川店	立川市東町935-1 ちらぼーと立川立飛1階1260	令和4年8月1日
そうごう薬局 江東北砂店	ニシモ薬局	江東区北砂2-6-6 松岡ビル1階	同日
そうごう薬局 三軒茶屋店	アミー薬局	世田谷区太子堂4-24-13	同日
ブロン薬局 中野店	シワ薬局 病院前店	中野区野方1-5-3 ヴァンクレールOOK11階	同日
四つ木ライム薬局	四つ木薬局	葛飾区東四つ木3-47-16	同日
しんわ薬局 荻窪店	フライン薬局 荻窪店	杉並区荻窪3-25-1	令和4年9月1日
しんわ薬局 横川店	サクラ薬局	八王子市横川町549-21	同日
しんわ薬局 かのうや店	かのうや薬局 横川店	八王子市横川町569-9	同日
しんわ薬局 横山町店	さくら薬局 横山町店	八王子市横山町11-5 斗南堂ビル1階	同日
しんわ薬局 新町店	さくら薬局 新町店	八王子市新町7-12 岩崎ビル1階	同日
しんわ薬局 南新町店	さくら薬局 南新町店	八王子市南新町13-21	同日
しんわ薬局 横川町店	横川町薬局	八王子市横川町108-150 小宮山ビル1階101号室	同日
しんわ薬局 恩方店	さくら薬局 恩方店	八王子市西寺方町333-6	同日
しんわ薬局 上杉分方店	さくら薬局 上杉分方店	八王子市上杉分方町577-8	同日
しんわ薬局 大和田店	さくら薬局大和田店	八王子市大和田町3-8-8	同日
しんわ薬局 小宮店	フライン薬局 小宮店	八王子市小宮町1165-2	同日
しんわ薬局 打越店	さくら薬局 打越店	八王子市打越町1197-1 ステップコートはけしたビルM1-1	同日
しんわ薬局 立川店	さくら薬局立川店	立川市鶴町1-17-13	同日

しんわ薬局 三鷹店	さくら薬局 三鷹店	三鷹市北野4-5-33 島田ビル1階	同日
しんわ薬局 青梅店	フライン薬局 青梅店	青梅市仲町259-1	同日
しんわ薬局 河辺店	フライン薬局 河辺店	青梅市河辺町4-20-4	同日
しんわ薬局 府中店	親和薬局	府中市府中町1-1-5 高木ビルB1	同日
しんわ薬局 西原町店	親和薬局 西原町店	府中市西原町2-18-1 マツシマビル1階	同日
しんわ薬局 栄町店	親和薬局 栄町店	府中市栄町2-10-28	同日
しんわ薬局 昭島店	フライン薬局 昭島店	昭島市岸島町2-16-14	同日
しんわ薬局 調布店	さくら薬局 調布店	調布市下石原3-40-8	同日
しんわ薬局 国領店	さくら薬局 国領店	調布市国領町8-2-9 ライフタウン国領4号棟	同日
しんわ薬局 袋橋店	さくら薬局 袋橋店	町田市野津町738-1	同日
しんわ薬局 大蔵店	さくら薬局 大蔵店	町田市大蔵町3165	同日
しんわ薬局 万願荘店	親和薬局 万願荘店	日野市野1077-125	同日
しんわ薬局 日野店	親和薬局	日野市日野本町4-2-10	同日
しんわ薬局 南平店	さくら薬局 南平店	日野市南平7-18-50	同日
しんわ薬局 豊田店	さくら薬局豊田店	日野市豊田2-22-2	同日
しんわ薬局 多摩店	サンリ薬局 多摩店	多摩市蓮光寺2-19-8	同日
しんわ薬局 みゆき橋店	サンリ薬局 みゆき橋店	多摩市蓮光寺1-8-6	同日
しんわ薬局 稲城店	フライン薬局 稲城店	稲城市百村1607-3 稲城駅前KMビル1階 店舗2	同日
しんわ薬局 長峰店	サンリ薬局 長峰店	稲城市長峰2-2-22	同日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
あさひ調剤薬局 亀有店	葛飾区亀有2-18-27	葛飾区亀有2-185	平成28年6月1日
ユーアイ薬局 早稲田店	新宿区馬場下町62-13 ヒキタカ草稲田ビル1階	新宿区馬場下町62-13 プリンセスビル早稲田1階	令和3年10月1日
ひかり薬局	江東区大島7-1-1	江東区大島7-1-15	令和4年5月1日
根津調剤薬局	文京区根津1-4-4 根津フェニックスビル1階	文京区根津1-4-4 河内ビル1階	令和4年6月1日
昭和薬局井荻2号店	杉並区下井荻5-23-3	杉並区下井荻4-34-12 高瀬ビル1階B号室	同日
こかげ薬局	世田谷区世田谷1-33-3-B1	世田谷区若林3-16-27 プラザUSA三軒茶屋1階	令和4年7月1日
ココカラファイン薬局小田急エース店	新宿区西新宿1 西口地下街1号小田急エース南館	新宿区西新宿1 西口地下街1号	同日
リカリ薬局	渋谷区恵比寿4-27-5 MORISE Bldg 1階	渋谷区恵比寿4-27-3 内藤ビル1階	同日
アリス薬局	葛飾区新小岩1-50-8	葛飾区新小岩2-7-6	令和4年7月19日
スマダ薬局 入谷店	台東区北上野2-24-10 NEビル6階	台東区北上野2-24-10 6階NEビル	令和4年8月9日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
zen place訪問看護ステーション新宿	zen place訪問看護ステーション高円寺	新宿区北新宿4-21-4 吉澤ビル101	杉並区高円寺南4-44-13 ローヤルマンション高円寺101	令和4年3月1日
SOMP Oケア 在宅老人ホーム葛飾 訪問看護	SOMP Oケア 葛飾 訪問看護	葛飾区青戸3-33-14 サンプラザビル5階	葛飾区堀切4-9-10 水口ビル301号	令和4年7月1日
株式会社ケアサービス 訪問看護亀戸	株式会社ケアサービス 訪問看護クレア	江東区亀戸1-42-18 6階	江戸川区平井5-21-2 クレア平井ビル7階	令和4年8月1日
SOMP Oケア 在宅老人ホーム大田 訪問看護	SOMP Oケア 西糀谷 訪問看護	大田区西蒲田6-36-11 西蒲田NSビル5階	大田区西糀谷3-32-15	同日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
ジール訪問看護リハビリステーション	ジール訪問看護ステーション	新宿区高円寺馬場4-18-15 第二中村ビル302	令和4年6月1日

医療法人社団プラタナス ナースケア・リビング世田谷中町	医療法人社団プラタナス ナースケア・ステーション	世田谷区中町5-9-9 4階	令和4年7月1日
-----------------------------	--------------------------	----------------	----------

(3) 所在地の変更

名称	新所在地	旧所在地	変更年月日
訪問看護ほっとステーション	国立市谷保4-27-32	国立市谷保4140-4	令和3年11月22日
さわやか訪問看護ステーション	港区白金台5-10-13 メゾン1TO地下1階	港区南麻布1-9-15 クリーンハイツ南麻布101	令和3年6月1日
訪問看護ステーションくれよん	小平市小川町2-1346 コーポアライ	小平市小川東町5-2-22	令和4年3月15日
ほほえみ訪問看護リハビリステーション	台東区小島2-21-18 TX小島ビル5階	台東区寿2-2-7 第2松栄ビル101	令和4年4月1日
土屋訪問看護ステーション	中野区東中野3-14-1 グリーンビル8階	中野区中央1-35-6 中野坂上ビル3階	令和4年4月29日
あわーず東京訪問看護リハビリステーション	新宿区百人町1-22-3 新宿ナショナルコート303	新宿区西新宿7-7-28 第二山本ビル401	令和4年5月1日
ワンファミ訪問看護リハビリステーション墨田本店	墨田区押上3-1-8 大宮ビル2階	墨田区向島3-33-3 淀ビル2階	令和4年6月1日
訪問看護ステーションみのり	板橋区向原3-10-15 浦野ハイツ102号	渋谷区代々木1-57-2 ドルミ代々木1303号	令和4年6月7日
うらら訪問看護ステーション	北区志茂3-13-5 信濃ビル3階	北区志茂3-13-5 信濃ビル2階	令和4年6月13日
リーベ訪問看護リハビリステーション	文京区湯島2-16-10 MASSビルディング3階	文京区本郷3-6-13 太平ビル3階	令和4年7月1日
訪問看護ステーションあおぐみ	武蔵村山市中央1-25-14 ハウスオブブーケC棟101	武蔵村山市中央1-25-14 ハウスオブブーケC棟201	同日
マイナビ訪問看護ステーション 日本橋	中央区東日本橋1-3-3 TYDビル1階	中央区日本橋富沢町7-1 ザ・パークレックス人形町3階	令和4年7月24日
訪問看護ステーションぼると	板橋区仲町36-6 バサニアハイツ小宮101号	板橋区仲町36-6 バサニアハイツ小宮101号	令和4年8月1日
ソフィアメディ訪問看護ステーション白金高輪	港区白金4-10-2	港区三田4-7-19 ハタビル6階	令和4年8月22日
訪問看護ステーション スマイルリンク	荒川区西日暮里6-45-8 永田ビル102	文京区富羽1-17-11 花和ビル303	令和4年9月1日

●東京都告示第千六百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 辞退

名称	所在地	辞退年月日
医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック早稲田	新宿区中里町2-9-3 菱秀神楽坂ビル7階	令和4年7月1日
医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック渋谷	渋谷区富ヶ谷1-4-3-2 ED1H富ヶ谷ビル2階	同日

(2) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
としま医院	豊島区栗町3-58-3-101	令和4年2月2日

薬局(精神通院医療)

(1) 辞退

名称	所在地	辞退年月日
キョー薬局	台東区三ノ輪1-14-8	令和4年6月30日
みないけ薬局	豊島区南池袋2-7-5 池袋パークタワー103	令和4年7月21日
中野ミキ薬局	中野区新井1-35-17	令和4年9月10日

(2) 廃止

名称	所在地	辞退年月日
虎ノ門前薬局 北綾瀬店	足立区大谷田3-9-17	平成30年3月31日
東徳企業組合中村薬局営業所	葛飾区青戸3-34-6	令和2年3月31日
日本調剤 東銀座薬局	中央区築地1-13-1 銀座松竹スクエアビル1階	令和4年5月31日
薬局トモズ八王子オクトレ店	八王子市旭町9-1	令和4年6月1日
なぎさ薬局 白山店	文京区白山5-17-10	令和4年6月30日
米山薬局	台東区下谷3-8-9	同日
アップル薬局 成増店	板橋区成増1-28-15 林蔵ビル303	同日
エール薬局 杉並店	杉並区方南2-18-6	令和4年7月1日
博芳堂薬局 五反田駅前店	品川区東五反田1-13-9	令和4年7月30日
フレンド薬局 芝大門店	港区芝公園1-7-16 三堀ビル1階	令和4年7月31日
いずみ薬局	台東区下谷2-5-12 サンパークマンション葛谷101	同日
ソーシヤ薬局 練馬錦店	練馬区錦2-7-6 1階	同日
クローバー薬局	江戸川区松江3-15-3	令和4年8月3日
共創未来 大井町薬局	品川区東大井6-2-12 ヴィラトール1階	令和4年8月5日
なぎさ薬局 板橋店	板橋区大谷口上町2-9-6 ランディエ29 1階	令和4年8月10日

(3) 休止

名称	所在地	休止年月日
そうごう薬局 西国分寺駅前店	国分寺市泉町2-9-3 泉ビル102号	令和4年7月17日

(4) 再開

名称	所在地	再開年月日
そうごう薬局 西国分寺駅前店	国分寺市泉町2-9-3 泉ビル102号	令和4年9月20日

訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 廃止

名称	所在地	辞退年月日
ラック訪問看護ステーション鐘ヶ淵	墨田区堤通2-7-10 東白鬚マンション第二10号棟105号室	令和2年6月30日
訪問看護ステーション びへす下丸子	大田区下丸子1-13-23 1B	令和4年5月31日
対話する訪問看護ステーション	目黒区自由が丘3-8-15 自由が丘ハウス107	令和4年6月28日
特定医療法人社団潤恵会 ひのき訪問看護ステーション	足立区新田2-16-13	令和4年6月30日
ケアチーム大芽	府中市小柳町2-13-6 プランタン細野II 1階	同日
訪問看護 カナウの森	目黒区原町2-23-3	令和4年8月15日

(2) 休止

名称	所在地	辞退年月日
ふう訪問看護ステーション	港区白金台4-3-3 O-HOUSE102	令和4年7月1日

別図

都道恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図

小金井市東町五丁目地内

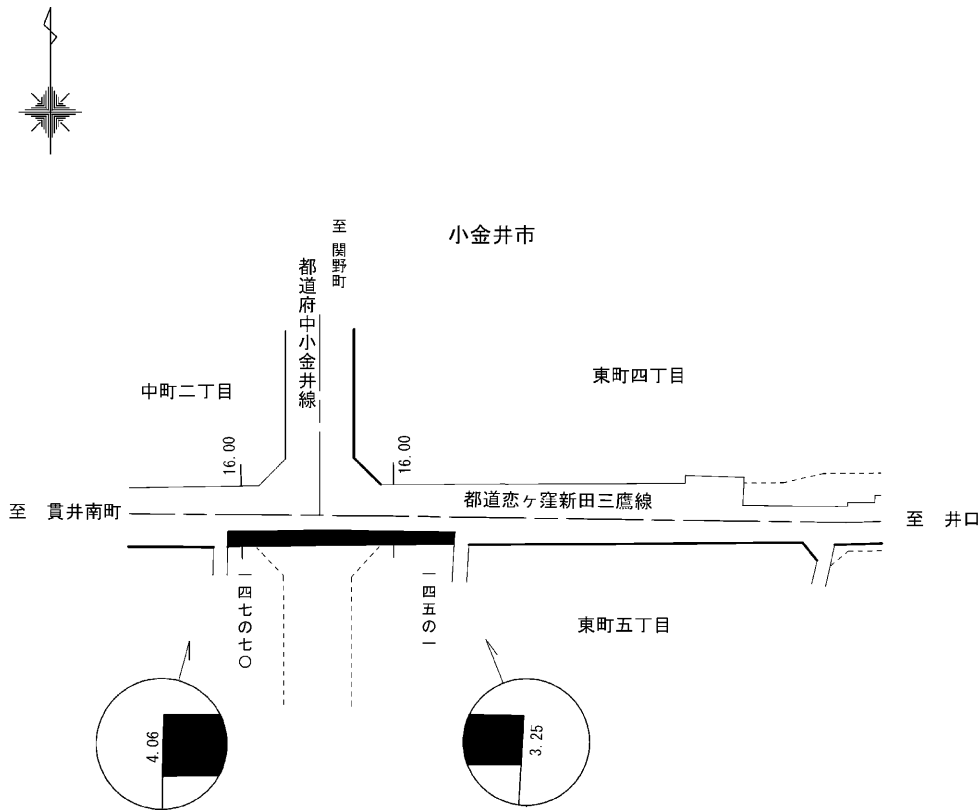
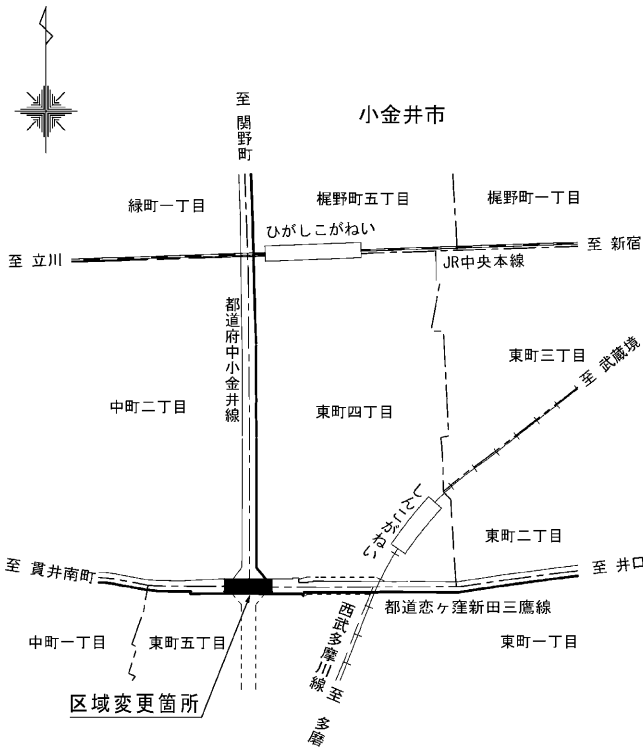
●東京都告示第千六百二十二号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和四年十二月二十六日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す。
 令和四年十二月二十六日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 恋ヶ窪新田三鷹

二 変更の区間 小金井市東町五丁目百四十七番七十地内
 から同所百四十五番一地内まで
 別図表示のとおり
 三 変更の概要

都道
 市道
 編入区域

延長 五九・九四メートル
 面積 二二四・五三平方メートル
 計画線



●東京都告示第千六百二十三号
 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法
 施行令(昭和四十年政令第14号)第四十九条の規定に基
 づき、次のとおり告示する。
 なお、関係図書は、令和四年十二月二十六日から起算し
 て二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

別 図

多摩川水系一級河川三沢川廃川箇所図

稲城市大字百村地内

廃川敷地等(河川管理施設を含む。)

廃川面積

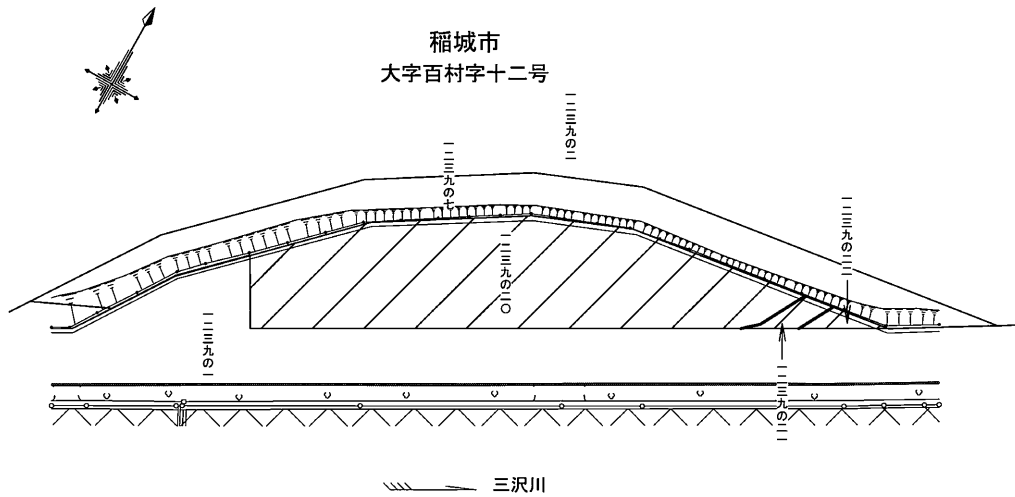
一二七・七七平方メートル

案内図



- 令和四年十二月二十六日
 東京都知事 小 池 百合子
- 一 河川の名称
 多摩川水系一級河川三沢川
 - 二 廃川敷地等が生じた年月日
 令和四年十二月二十六日
 - 三 廃川敷地等の位置

稲城市
 大字百村字十二号



- 四 同 稲城市大字百村字十二号千二百三十九番二十
- 同 所同 番二十一
- 同 所同 番二十二
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
 別図表示のとおり

●東京都告示第六百二十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月二十六日

御蔵島港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日

令和四年十二月二十六日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

御蔵島村字御蔵地先御蔵島港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三三度五三分四五秒六五、東経一三九度三五分二三秒五〇)から二九度二分〇四秒三一・〇三メートルの地点

②の地点 ①の地点から三一〇度四二分〇六秒一五〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から四〇度四二分〇六秒一〇・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度四二分〇六秒一五〇

(三) 面積

・〇〇メートルの地点
一、五〇〇・〇〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

御蔵島村字御蔵地先御蔵島港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び②の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三三度五三分四五秒六五、東経一三九度三五分二三秒五〇)から三二度四分五一秒二五七・四四メートルの地点

②の地点 ①の地点から三一〇度四二分〇六秒一二四・一五メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二〇度四二分〇六秒三七・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三一〇度四二分〇六秒二五二・三五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から四〇度四二分〇六秒一九七・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一三〇度四二分〇六秒三五〇・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一三〇度四二分〇六秒三五〇・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二二〇度四二分〇六秒九〇・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一三〇度四二分〇六秒六一・六三メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二三七度三一分五三秒二八・二〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二三三度〇二分三六秒四三・八〇メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二三三度〇二分三六秒四三・八〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二三三度〇二分三六秒四三・八〇メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から二三三度〇二分三六秒四三・八〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二三三度〇二分三六秒四三・八〇メートルの地点

(三) 面積

面積

五 埋立地の用途

六八、九四九・九六平方メートル
ふ頭用地

●東京都告示第六百二十五号

御蔵島港湾区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第十三条ノ二第一項の規定に基づき、埋立地の用途の変更を許可したので、同法第十三条ノ二第二項において準用する同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。
令和四年十二月二十六日

御蔵島港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 埋立免許の年月日及び番号

平成二十九年五月一日 二十九港島管第四十三号

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 埋立区域

(一) 位置

御蔵島村字御蔵地先御蔵島港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑪の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三三度五三分四五秒六五、東経一三九度三五分二三秒五〇)から三二度

②の地点	①の地点から三一〇度四二分〇六秒一・二四・一五メートルの地点
③の地点	②の地点から四〇度四二分〇六秒二三・〇〇メートルの地点
④の地点	③の地点から三一〇度四二分〇六秒一一・三五メートルの地点
⑤の地点	④の地点から四〇度四二分〇六秒二・一〇メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から三一〇度四二分〇六秒二〇・〇〇メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から四〇度四二分〇六秒五・五〇メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から三一〇度四二分〇六秒二〇・〇〇メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から四〇度四二分〇六秒一九・四〇メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から一三〇度四二分〇六秒一九一・八四メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から二四〇度五五分二九秒四七・四四メートルの地点
(三) 面積	
七、七六二・八五平方メートル	
四 埋立地の用途及び面積	
変更前	エプロン敷
ル	二、九九九・五六平方メートル
	護岸敷
ル	一、二九〇・四九平方メートル
	荷捌き用地敷
ル	二、七五七・二二平方メートル
	道路敷
ル	一、二二六・二三平方メートル

変更後 エプロン敷 一、五〇〇・二九平方メートル

ル

護岸敷 一、四二四・九二平方メートル

ル

荷捌き用地敷 三、五六三・二九平方メートル

ル

道路敷 一、二七四・三五平方メートル

ル

五 許可年月日

令和四年十二月二十六日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数は、次のとおりである。

令和四年十二月二十六日

東京都選挙管理委員会

一一三〇、一六〇

●東京都選挙管理委員会告示第百五十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、

次のとおりである。

令和四年十二月二十六日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)は、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合には、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(は、次のとおりである。

令和四年十二月二十六日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	18,124
中央区選挙区	46,528
港区選挙区	68,486
新宿区選挙区	91,876
文京区選挙区	61,798
台東区選挙区	57,338
墨田区選挙区	78,276
江東区選挙区	137,935
品川区選挙区	112,964
田舎区選挙区	78,315

大田区選挙区	169,599	北多摩第二選挙区	57,350	<p>の東京都道路交通規則の規定の適用については、第2条第3項第1号ア中「自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面」並びに第3条の2第4項第3号、第25条第1項及び第25条の2第1項中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。</p> <p>規 則 (公)</p> <p>東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。</p> <p>令和4年12月26日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 山口 徹</p> <p>●東京都公安委員会規則第12号</p> <p>東京都道路交通規則の一部を改正する規則</p> <p>東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3項第1号ア中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面」に改める。</p> <p>第3条の2第4項第3号、第25条第1項及び第25条の2第1項中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日前に自動車検査証（道路運送車両法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものを除く。）を交付され又は返付された者及び令和5年12月31日までに検査対象軽自動車に係る自動車検査証を交付され又は返付された者に対するこの規則による改正後</p>
世田谷区選挙区	195,413	北多摩第三選挙区	90,194	
渋谷区選挙区	64,352	北多摩第四選挙区	53,700	
中野区選挙区	94,630	島部選挙区	6,876	
杉並区選挙区	147,922			
豊島区選挙区	77,532			
北区選挙区	96,719			
荒川区選挙区	57,218			
板橋区選挙区	145,727			
練馬区選挙区	170,003			
足立区選挙区	161,719			
葛飾区選挙区	127,495			
江戸川区選挙区	159,700			
八王子市選挙区	145,829			
立川市選挙区	51,824			
武蔵野市選挙区	41,673			
三鷹市選挙区	52,954			
青梅市選挙区	37,438			
府中市選挙区	72,250			
昭島市選挙区	31,679			
町田市選挙区	120,610			
小金井市選挙区	34,702			
小平市選挙区	53,825			
日野市選挙区	52,338			
西東京市選挙区	57,331			
西多摩選挙区	68,692			
南多摩選挙区	67,292			
北多摩第一選挙区	85,907			

「自動車検査証」とする。

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任についで

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により新小岩駅南口地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

有限会社関企画 代表取締役 関 一 男

二 住所

葛飾区新小岩一丁目四十八番三号

市街地再開発組合の理事長の住所の変更に ついで

らうい

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により大崎駅西口F南地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

一 氏名
小原 眞吾

二 住所
品川区北品川三丁目十一番十三ー三六〇二号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十二月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東大和市清水五丁目千八十七番五
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

日野市落川二千八番十五

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

西多摩郡日の出町大字平井字三吉野清坊七百十六番一、同番三、同番四及び七百十七番

西多摩郡日の出町大字大久野五千百七番地
社会福祉法人太陽福祉協会
理事長 中島真由美

武蔵村山市大南一丁目百四十五番一、同番二、同番三の一部及び同番四

大阪府大阪市北区大淀中一丁目一番八十八号
積水ハウス株式会社
代表取締役 仲井 嘉浩

立川市一番町二丁目三十九番

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては所在地)」「(二)住所(団体にあっては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小池 百合子

アトレ秋葉原

- 一 店舗名
千代田区外神田一丁目十七番六号
- 二 店舗所在地
東日本旅客鉄道株式会社
- 三 設置者名
渋谷区代々木二丁目二番二号
- 四 設置者住所
株式会社下ノクほか二十四名の氏名又は名称
- 五 変更前の小売業者
株式会社下ノクほか二十二名の氏名又は名称
- 六 変更後の小売業者
株式会社パーク・コーポレーションほか二名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

称

八 変更前の小売業者の住所
港区南青山五丁目一番二番五階(株式会社パーク・コーポレーション)

九 変更後の小売業者の住所
港区南青山五丁目六番二十六号七階(株式会社パーク・コーポレーション)

十 変更前の小売業者の代表者名
木村 成一(株式会社東急ハンズ)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名
桜井 悟(株式会社ハンズ)ほか

十二 変更日
令和四年十月一日ほか

十三 届出日
令和四年十二月八日

十四 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間
令和四年十二月二十六日から令和五年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名
アトレ大森
- 二 店舗所在地
大田区大森北一丁目六番十六号
- 三 設置者名
東日本旅客鉄道株式会社
- 四 設置者住所
渋谷区代々木二丁目二番二号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社東急ストアほか六十九名の氏名又は名称
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社東急ストアほか六十一名の氏名又は名称

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社東急ストアほか四名
八 変更前の小売業者の代表者名	須田 清 (株式会社東急ストア) ほか
九 変更後の小売業者の代表者名	大堀 左千夫 (株式会社東急ストア) ほか
十 変更日	令和四年十一月十六日ほか
十一 届出日	令和四年十二月八日
十二 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三 縦覧期間	令和四年十二月二十六日から令和五年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

三 設置者名	株式会社ベルク
四 意見	
ア 聴取者	八王子市長
イ 概要	意見なし
ウ 収受日	令和四年十二月八日
五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間	令和四年十二月二十六日から令和五年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	ジョイフル本田瑞穂店
二 店舗所在地	西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷四百四十二番地ほか
三 設置者名	株式会社ジョイフル本田
四 意見	
ア 聴取者	瑞穂町長
イ 概要	意見なし
ウ 収受日	令和四年十二月八日
五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間	令和四年十二月二十六日から令和五年四月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告する。

令和四年十二月二十六日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について

東京都職員共済組合運営規則(昭和三十七年十二月一日公告)の一部を次のように変更する。

第四条第三項中「職員」の下に「又は理事長が指定する者」を加える。

附則

この変更は、令和五年二月一日から施行する。

●東京都職員共済組合告示第十号

昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十六日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

第二条中「東京都職員共済組合運営規則」の下に「(以下「運営規則」という。)」を、「職員」の下に「又は理事長が別に指定する者」を加える。

第三条第一項中「昭和二十七年十一月東京都規則第六百十四号」の下に「。以下「組織規程」という。」を加える。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。
第四条 運営規則第四条第三項に規定する理事長が指定す

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年十二月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) フォルテ八王子

二 店舗所在地 八王子市橋原町千四百六十三番地の一ほか

る者は、組織規程に定める総務事務センターの長とする。

附 則

この告示は、令和五年二月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

